

2026・6

いわき市議会定例会議案

令和8年6月

提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	7
議案第 2 号	いわき市監査委員条例等の改正について	13
議案第 3 号	いわき市行政手続条例の改正について	17
議案第 4 号	いわき市税条例の改正について	21
議案第 5 号	いわき市国民健康保険税条例等の改正について	29
議案第 6 号	いわき市医療センター看護専門学校条例の改正について	33
議案第 7 号	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について	37
議案第 8 号	いわき市介護保険条例の改正について	59
議案第 9 号	いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の改正について	63
議案第10号	いわき市市営住宅条例の改正について	67
議案第11号	令和 8 年度いわき市一般会計補正予算（第 1 号）	（別紙）
議案第12号	令和 8 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	（別紙）
議案第13号	工事請負契約の変更について （いわき市中央卸売市場冷蔵庫棟冷凍機等改修工事）	73
議案第14号	事業委託契約について （常磐線内郷駅こ線人道橋整備工事委託）	75
議案第15号	財産取得について （CD-I 型消防ポンプ自動車）	77
議案第16号	財産取得の変更について （最終処分場整備事業用地）	79
議案第17号	訴えの提起について	81
議案第18号	専決処分の承認を求めることについて （いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改	

	正について)	83
議案第19号	専決処分の承認を求めることについて (いわき市税特別措置条例の改正について)	93
報告第1号	令和7年度いわき市一般会計継続費繰越計算書につ いて	97
報告第2号	令和7年度いわき市卸売市場事業特別会計継続費繰 越計算書について	99
報告第3号	令和7年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書 について	101
報告第4号	令和7年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算 書について	103
報告第5号	令和7年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	105
報告第6号	令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越 明許費繰越計算書について	109
報告第7号	令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計繰越明許 費繰越計算書について	111
報告第8号	令和7年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	113
報告第9号	令和7年度いわき市工業用水道事業会計予算繰越計 算書について	115
報告第10号	令和7年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書 について	117
報告第11号	専決処分の報告について	119
報告第12号	いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更 について	121
提出			
	いわき市土地開発公社経営状況について	123
	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について	125

公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について	127
公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について	129
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について	131
一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況に ついて	133
株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について	135

議案第1号

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進
に関する条例の制定について

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進 に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に当たって、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民及び事業者の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 ろう者が生活の中で育み、受け継いできた言語であって、手指、身体の動き及び表情を用いて視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有するものをいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話言語を用いて生活し、文化及び社会を形成してきた者をいう。
- (3) コミュニケーション手段 手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。
- (4) 障がいのある方 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある方であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。
- (5) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、

盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他障がいのある方への情報の伝達補助を行う支援者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するよう、その理解及び関心が深められなければならない。

2 手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の下、将来の世代にわたって継承できるよう行われなければならない。

3 コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項の施策の推進に当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の基本方針)

第7条 手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 手話言語の習得及び使用の機会を確保すること。
- (2) 手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を促進すること。
- (3) 手話文化（手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本理念を達成するために必要な事項（広報及び啓発活動）

第8条 市は、手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を深めるため、学校教育、生涯学習、地域活動その他の機会を通して、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（環境の整備）

第9条 市は、障がいのある方が学校教育、職場、地域等において手話言語及びコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう、必要な環境の整備を行うものとする。

（学ぶ機会の確保）

第10条 市は、障がいのある方、市民及び事業者が手話言語及びコミュニケーション手段を習得することができるよう、手話言語及びコミュニケーション手段の意義について学ぶ機会の確保を行うものとする。

（情報提供及び相談体制の整備）

第11条 市は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供及び相談体制の整備を行うものとする。

（人材の確保及び育成）

第12条 市は、コミュニケーション支援者の研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な措置を講ずることにより、人材の確保及び育成を行うものとする。

（災害時のコミュニケーションの支援）

第13条 市は、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある方に対し、その安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、避難所における適切な情報伝達手段の確保その他の必要な措置を講ずることにより、災害時のコミュニケーションの支援を行うものとする。

(意見の反映)

第14条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

いわき市監査委員条例等の改正について

いわき市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市監査委員条例等の一部を改正する条例

(いわき市監査委員条例の一部改正)

第1条 いわき市監査委員条例（昭和41年いわき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の8第8項後段」を「第243条の2の9第8項後段」に改める。

(いわき市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) いわき市病院事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第65号）

第9条

(2) いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第9条

(3) いわき市下水道事業等の設置等に関する条例（平成27年いわき市条例第73号）第5条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 3 号

いわき市行政手続条例の改正について

いわき市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市行政手続条例の一部を改正する条例

いわき市行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、「市長が」の次に「規則で」を加える。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をいわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）第2条第2項の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第1項中「職員」の次に「その他市長が規則で定める者」を加える。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」

に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のいわき市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第4号

いわき市税条例の改正について

いわき市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市税条例の一部を改正する条例

いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第43条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若

しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第53条中「、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第8条の4中「又は附則第19条の8第1項」を「、附則第19条の4第1項又は附則第19条の8第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第18条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の4から第19条の7までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分

の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第6条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第19条の5から第19条の7まで 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則

第7条及び附則第8条の3の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和9年1月1日

(2) 第53条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第10条の2の改正規定及び附則第18条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の4から第19条の7までの改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のいわき市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のいわき市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後のいわき市税条例附則第8条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特

例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後のいわき市税条例附則第8条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第53条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第5号

いわき市国民健康保険税条例等の改正について

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(いわき市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「納付金（第4号）」を「子ども・子育て支援納付金（第4号）」に改め、同条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第5条の11中「100分の0.28」を「100分の0.31」に改める。

第5条の12中「1,200円」を「1,400円」に改める。

第17条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の」に改め、同項第1号キ中「840円」を「980円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号キ中「600円」を「700円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号キ中「240円」を「280円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条第2項第3号ア中「180円」を「210円」に改め、同号イ中「300円」を「350円」に改め、同号ウ中「480円」を「560円」に改め、同号エ中「600円」を「700円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

(いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成23年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

いわき市医療センター看護専門学校条例の改正について

いわき市医療センター看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市医療センター看護専門学校条例の一部を改正する条例

いわき市医療センター看護専門学校条例（昭和42年いわき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区分		金額
入学受験料		10,000円
入学金	本市の住民である場合	35,000円
	本市の住民でない場合	70,000円
授業料		月額14,000円

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和9年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転入学をした者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

議案第7号

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の改正について

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の3第1項」の次に「、第12条の2」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第12条の2 児童福祉施設（保育所に限る。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第26条第1項中「規定する認定地方公共団体」の次に「（第4項において「認定地方公共団体」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事

した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士をいい、附則第3項、第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「この項」の次に「及び附則第8項」を加え、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項、附則第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者及び第26条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第6項中「前項の規定を」を「前2項の規定を」に、「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第26条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項」に、「又は前項」を「又は前2項」に、「保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第26条第3項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第26条第3項の規定により算定される保育士の数」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第26条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

附則に次の1項を加える。

8 第26条第4項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、

当該保育所の保育士（同条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。
- (2) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。
- (3) 法定代理受理 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第29条に」を「第28条に」に、「第32条」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業

法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- (2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子

ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「)であって」を「)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」

に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満

3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

（いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成26年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第9条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える。

第13条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第14項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第17項中「又は第15項」を「から第16項まで及び別表備考第4項」に、「別表」を「同表」に、「を小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等（別表備考第4項に規定する特定理学療法士等をいう。以下この項及び次項において同じ。）、小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」に、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」に改め、同項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

15 別表備考第1項に定める者については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超えるときは、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引い

て得た数の範囲で、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則に次の1項を加える。

- 19 附則第16項及び別表備考第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1項を加える。

- 4 第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第4条 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「）であつて」を「）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第30条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する

もの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内

保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第9項又は第10項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」」を削る。

附則第4項中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

附則第10項中「前項の規定を」を「前2項の規定を」に、「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業

所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第45条第3項又は前項」を「第45条第3項若しくは第4項又は前2項」に、「保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

（いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条 いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成30年いわき市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号に次のように加える。

カ ア、イ及びエ本文の規定により置かなければならない登録を受けた者については、1人に限って、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知

識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第3条第10号に次のように加える。

シ 幼稚園型認定こども園等の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中

附則第3項	第3条第5号ア及びエ本文の規定により置かなければならない登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	-------------------------------------	---

を

第3条第5	第3条第5号アの規定により置かな	特定理学療法士等
-------	------------------	----------

号カ	なければならない登録を受けた者	
附則第3項	第3条第5号ア及びエ本文の規定により置かななければならない登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に、

附則第5項	第3条第5号アの規定により置かななければならない登録を受けた者	看護師等
-------	---------------------------------	------

を

附則第5項	第3条第5号ア、イ及びエ本文の規定により置かななければならない幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者	幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者 と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者
附則第6項	第3条第5号アの規定により置かななければならない登録を受けた者	看護師等

に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3条第5号ア、イ及びエ本文の規定により置かななければならない幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼稚園型認定こども園等において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、当該幼稚園型認定こども園等に係る利用定員に応じて置かななければならない職員の数を超えるときは、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かななければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園教諭免許状を有する者又は登録を受けた者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えること

ができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則に次の1項を加える。

- 11 第3条第5号カ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって登録を受けた者（第3条第5号カただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から」を削る。

（いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新設備運営基準条例」という。）」を、「改正後のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「第4号の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の次に「（次項において「新要件条例」という。）」を、「別表の規定」の次に「（満3歳以上4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第3項中「改正後のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を、「別表の規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新幼保連携型認定こども園基準条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前のいわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新設備運営基準条例第26条第3項並びに新家庭的保育事業等基準条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前のいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第3項並びに第3条の規定による改正前のいわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項3号及び第4号の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

7 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新要件条例別表の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前のいわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する

法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の次に1条を加える改正規定、第3条中いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条の2の次に1条を加える改正規定、第4条中いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定及び第5条中いわき市幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例第3条第10号の改正規定並びに第6条及び第8条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第8号

いわき市介護保険条例の改正について

いわき市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市介護保険条例の一部を改正する条例

いわき市介護保険条例（平成12年いわき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第11条 市長は、第21条第1項の規定にかかわらず、令和7年度分の市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、政令附則第25条の規定により令和8年度分の本市の市民税が課されている者とみなされたものの状況を勘案して特に必要があると認めるときは、当該者に係る同年度分の保険料に限り、当該保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免については、同項の規定により減免すべき事由があることが明らかであると市長が認めるときは、第21条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第9号

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の改正について

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第11条 災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該災害を受けた日から起算して1年以内に住宅を建築する場合においては、当該建築する住宅に係る第3条から第5条まで及び第9条に規定する手数料については、免除する。ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものであるときは、その兼ねる部分については、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事情があると認める場合は、この条例に規定する手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第10号

いわき市市営住宅条例の改正について

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅条例（昭和42年いわき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

いわき市平鎌田字石名坂92番地	26
-----------------	----

を

いわき市平鎌田字石名坂92番地	24
-----------------	----

に、

いわき市平鎌田字石名坂155番地	42
------------------	----

を

いわき市平鎌田字石名坂155番地	22
------------------	----

に、

いわき市平中神谷字後原43番地	142
-----------------	-----

を

いわき市平中神谷字後原43番地	113
-----------------	-----

に、

いわき市小名浜諏訪町27番地の3	36
------------------	----

を

いわき市小名浜諏訪町27番地の3	24
------------------	----

に、

いわき市泉町滝尻字神力前11番地	22
------------------	----

を

いわき市泉町滝尻字神力前11番地	9
------------------	---

に、

いわき市内郷高坂町一丁目31番地	14
------------------	----

を

いわき市内郷高坂町一丁目31番地	12
------------------	----

に、

いわき市内郷御台境町御台26番地の1	53
--------------------	----

を

いわき市内郷御台境町御台26番地の1	48
--------------------	----

に、

いわき市内郷宮町代30番地	8
---------------	---

を

いわき市内郷宮町代30番地	4
---------------	---

に、

いわき市内郷宮町町田35番地	54
----------------	----

を

いわき市内郷宮町町田35番地	42
----------------	----

に、

いわき市内郷白水町入山65番地の1	24
-------------------	----

を

いわき市内郷白水町入山65番地の1	21
-------------------	----

に、

いわき市遠野町上根本字荒神平96番地の2	4
----------------------	---

を

いわき市遠野町上根本字荒神平96番地の2	2
----------------------	---

に、

いわき市小川町上平字上平90番地	6
いわき市小川町高萩字家ノ前6番地	5

を

いわき市小川町上平字上平90番地	3
いわき市小川町高萩字家ノ前6番地	4

に、

いわき市小川町西小川字中野地70番地	20
--------------------	----

を

いわき市小川町西小川字中野地70番地	18
--------------------	----

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

工事請負契約の変更について

令和7年11月7日いわき市議会定例会において議決されたいわき市中央卸売市場冷蔵庫棟冷凍機等改修工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
契約金額	金587,705,030円	金597,850,000円
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和8年7月31日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和8年9月30日まで

議案第14号

事業委託契約について

常磐線内郷駅こ線人道橋整備工事委託について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 常磐線内郷駅こ線人道橋整備工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金1,620,476,000円
- 4 期 間 議会の議決を経た日の翌日から
令和12年3月31日まで
- 5 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員水戸支社長 下 山 貴 史

議案第15号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 CD-I型消防ポンプ自動車
- 2 数 量 3台（水槽付き2台／水槽無し1台）
- 3 取得価格 金239,800,000円
- 4 取得の目的 常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和9年3月31日
- 7 物件の供給者 いわき市内郷綴町金谷15番地の4
東部産業株式会社自動車部
代表取締役 菊 池 一 隆

議案第17号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

1 事 件 名 いわき市市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟

2 事件の相手方 [Redacted]
[Redacted] 氏
[Redacted]
[Redacted] 氏
[Redacted]
[Redacted] 氏
[Redacted]
[Redacted] 氏
[Redacted]
[Redacted] 氏
[Redacted]
[Redacted] 氏

議案第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和8年3月31日専決第2号 いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について

いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の一部を改正する条例

(いわき市税条例の一部改正)

第1条 いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第70条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第70条の7第1項の申告書、」を削る。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第70条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第70条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第70条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第70条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第70条の4から第70条の9までを削る。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第72条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別

割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「よつて」の次に「軽自動車税の」を加え、同条第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項中「第70条第3項ただし書」を「第70条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」

を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第23項を第20項とし、第24項を第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項各号」を「附則第12条第24項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定す

る建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか
の別

附則第16条の2から第16条の6までを削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「以下この条」を「次項及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第17条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第17条の3第3項第2号、第17条の4第3項第2号及び第18条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第19条第5項第2号、第19条の2第2項第2号及び第19条の8第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第19条の10第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の11第2項第2号及び第5項第2号中「、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項」を

「及び第8条の3第1項」に改める。

(いわき市都市計画税条例の一部改正)

第2条 いわき市都市計画税条例（昭和41年いわき市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第31項を附則第32項とし、附則第15項から30項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項、第8項及び第10項」を「附則第8項、第9項及び第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土

交通省令第110号) 第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) 第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号) 第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するか
の別

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のいわき市税条例(次条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号) 第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧

法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後のいわき市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(いわき市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 いわき市税条例等の一部を改正する条例(平成26年いわき市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和8年3月31日専決第3号 いわき市税特別措置条例の改正について

いわき市税特別措置条例の一部を改正する条例

いわき市税特別措置条例（昭和59年いわき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条を削る。

第4条第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に所得税法等の一部を改正する法律附則第96条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（同号に規定する指定事業者に限る。）に係る固定資産税については、なお従前の例による。

報告第1号

令和7年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	遠野支所旧庁舎解体等事業 徳風園高圧機器更新事業 本町保育所園舎新築事業 （仮称）泉南保育所園舎新築事業 総合保健福祉センター浸水対策改修事業 南部清掃センター蒸気式排ガス加熱器整備事業 旧湯の岳山荘解体事業 ヨークいわきスタジアム照明改修事業 小名浜・勿来消防署非常用電源設置事業 内郷第一中学校校舎長寿命化改修事業 旧川前公民館一部解体改修事業 公営住宅火災復旧事業（穂積団地）

報告第2号

令和7年度いわき市卸売市場事業特別会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	卸売市場冷蔵庫棟冷凍機器等改修事業

報告第3号

令和7年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	中部配水池新設工事 鹿島・常磐水系幹線新設工事（第10工区） （重）小名浜南富岡配水管（第265-5号外）整備工事 泉浄水場再整備事業基本計画策定支援業務委託 平浄水場天日乾燥床改良工事 平浄水場1系高速凝集沈殿池改良工事（その2） 山玉浄水場非常用自家発電設備新設工事

報告第4号

令和7年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	平蔵塚ポンプ場耐震耐水補強工事 新町前ポンプ場雨水ポンプ設備改築No. 3（機械・電気）事業

報告第5号

令和7年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	庁舎整備事業 管理経費 「ようこそ・おかえり」移住・定住・関係人口拡大事業 戸籍住民基本台帳事務経費 物価高対応子育て応援手当支給事務費 物価高対応子育て応援手当 小規模給水施設支援金交付事業 クリンピーの家管理費 上水道安全対策事業出資金 企業における多様な働き方促進事業 中小企業等賃上げ支援事業 豊かな森づくり担い手確保育成支援事業

林道改良事業
林業専用道路整備事業
スポーツ交流推進事業
サイクルツーリズム推進事業
ナショナルサイクルルート指定推進事業
観光施設管理経費
大雨被害軽減対策調査事業
幹線道路整備事業
自転車道路網整備事業
道路改良事業
歩道整備事業
安心みちまち冠水対策事業
安全みちまちプロテクト事業
道路構造物長寿命化事業
流域治水プロジェクト・緊急重点河川改良事業
市街地再生整備推進事業
湯本駅周辺基盤整備事業
公共交通活性化推進事業
街路事業
三崎公園魅力向上事業
都市公園整備事業
住宅管理費
公営住宅ストック総合改善事業
災害時非常用備蓄品整備事業
避難所環境改善事業
小学校管理費（長寿命化事業分）
小学校管理費（トイレ洋式化分）
空調設備設置事業（小学校費）
中学校管理費（長寿命化事業分）
空調設備設置事業（中学校費）

いわき甲子園プロジェクト事業

体育施設長寿命化事業

多世代で集えるインクルーシブ広場整備事業

報告第6号

令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特別会計	勿来錦第一土地区画整理事業 湯本駅周辺土地区画整理事業

報告第7号

令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
温 泉 給 湯 事 業 特 別 会 計	施設更新事業

報告第8号

令和7年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	施設整備事業 老朽管更新事業 施設更新事業 災害対策事業 錦町配水管（第311-24号外）改良工事 小名浜配水管（第284-6号外）改良工事 小名浜配水管（第266-118号外）改良工事 小名浜配水管（第285-36号外）改良工事 内郷御台境町配水管（第122-1号外）改良工事

報告第9号

令和7年度いわき市工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内田 広之

会 計 名	事 業 名
工 業 用 水 道 事 業 会 計	施設更新事業

報告第10号

令和7年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	管渠建設事業 ポンプ場建設事業

報告第12号

いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

いわき市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月11日提出

いわき市長 内 田 広 之